

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
第 5 章 輸入通関関係	第 5 章 輸入通関関係
第11節 収納関係	第11節 収納関係
（申告納税方式による関税等の納付の方法） 11－3 システムを使用して行われる納税申告又は修正申告の納税の方法及び輸入許可前引取りの承認を受けた貨物に係る税額等の通知に基づく関税等の納付の方法は、次による。 (1) 直納方式を選択した場合 イ 即納又は個別延長方式を選択した場合 システムから各税（消費税及び地方消費税は、一の税とみなす。以下同じ。）ごとに、輸入者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）に対して「納付書情報（直納）」が配信されるので、これを「納付書」として出力し、これにより日本銀行に関税等の税額を納付するものとする。 なお、「納付書」は原則として申告の都度出力することになる。<u>ただし、特例申告に係る即納の場合（当該特例申告に係る輸入が許可された日の属する月（以下「特定月」という。）の翌月 7 日又は 20 日で特例申告を行う者又はその代理人である通関業者が選択した日（以下「特定日」という。）までに特例申告された場合に限る。）は、一括納付対象外の納付方法識別コードを選択したときを除き、当該特定日の翌日に、システムにより特定月分ごとに一括して出力される各税ごとの納付書（以下「一括納付書」という。）により納付するものとする。</u> ロ （省略） (2) MPN 利用方式を選択した場合 MPN 利用方式を選択した場合は、次のイからハまでの区分に応じ、システムから通関業者等に「納付番号通知情報」が配信されるので、システムと電気通信回線を通じて通信できるインターネットバンキングや A T M（現金自動預払い機）等の金融機関が提供する納付手続きの方法により、納付情報（収納機関番号、納付番号及び確認番号）を入力し、関税等の税額を納付するものとする。	（申告納税方式による関税等の納付の方法） 11－3 システムを使用して行われる納税申告又は修正申告の納税の方法及び輸入許可前引取りの承認を受けた貨物に係る税額等の通知に基づく関税等の納付の方法は、次による。 (1) 直納方式を選択した場合 イ 即納又は個別延長方式を選択した場合 システムから各税（消費税及び地方消費税は、一の税とみなす。以下同じ。）ごとに、輸入者及びその代理人である通関業者（以下この節において「通関業者等」という。）に対して「納付書情報（直納）」が配信されるので、これを「納付書」として出力し、これにより日本銀行に関税等の税額を納付するものとする。 なお、「納付書」は原則として申告の都度出力することになるが、<u>特例申告に係る即納の場合には、当該特例申告に係る輸入が許可された日の属する月（以下「特定月」という。）の翌月 7 日又は 20 日で特例申告を行う者又はその代理人である通関業者が選択した日（以下「特定日」という。）までに特例申告された場合に限り、当該特定日の翌日に、システムにより特定月分ごとに一括して出力される各税ごとの納付書（以下「一括納付書」という。）により納付するものとする。</u> ロ （同左） (2) MPN 利用方式を選択した場合 MPN 利用方式を選択した場合は、次のイからハまでの区分に応じ、システムから通関業者等に「納付番号通知情報」が配信されるので、システムと電気通信回線を通じて通信できるインターネットバンキングや A T M（現金自動預払い機）等の金融機関が提供する納付手続きの方法により、納付情報（収納機関番号、納付番号及び確認番号）を入力し、関税等の税額を納付するものとする。

新旧対照表

【輸出入・港湾関連情報処理システムを使用して行う税関関連業務の取扱いについて（平成 22 年 2 月 12 日財関第 142 号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
イ 即納を選択した場合 システムにより当該納税申告に係る各税を一括して「納付番号通知情報」が配信される。 なお、「納付番号通知情報」は、原則として申告の都度配信される。<u>ただし、特例申告に係る即納の場合（特定日までに特例申告された場合に限る。）は、一括納付対象外の納付方法識別コードを選択したときを除き、当該特定日の翌日に、システムにより特定月分及び各税ごとに配信される。</u> ロ及びハ （省略） (3) リアルタイム口座振替方式を選択した場合 リアルタイム口座振替方式を選択して申告された場合は、システムから金融機関に納付情報が送信され、これにより関税等の税額の引落し処理が行われる。 なお、口座残高が不足しているときは、システムを通じてその旨が申告者に通知される。 また、引落し処理は、原則として申告の都度行われる。<u>ただし、特例申告の場合（特定日までに特例申告された場合に限る。）は、一括納付対象外の納付方法識別コードを選択したときを除き、特定日までに申告された税額について、納期限日に一括して引落し処理が行われることとなる。</u>	イ 即納を選択した場合 システムにより当該納税申告に係る各税を一括して「納付番号通知情報」が配信される。 なお、「納付番号通知情報」は、原則として申告の都度配信されるが、<u>特例申告に係る即納の場合には、当該特定日の翌日に、システムにより特定月分及び各税ごとに配信される。</u> ロ及びハ （同左） (3) リアルタイム口座振替方式を選択した場合 リアルタイム口座振替方式を選択して申告された場合は、システムから金融機関に納付情報が送信され、これにより関税等の税額の引落し処理が行われる。 なお、口座残高が不足しているときは、システムを通じてその旨が申告者に通知される。 また、引落し処理は、原則として申告の都度行われるが、<u>特例申告の場合には、特定日までに特例申告された場合に限り、特定日までに申告された税額について、納期限日に一括して引落し処理が行われることとなる。</u>